

広すぎるクレームの解釈

田 辺 徹*

抄 録 判決例を考慮しなければ、あるいは、判決例を考慮しても批判するのであれば、新規性・進歩性に関するクレーム解釈と、侵害に関するクレーム解釈とを統一することが可能である。しかし、判決例を肯定的に考慮する場合、新規性・進歩性に関するクレーム解釈と、侵害に関するクレーム解釈との相違を積極的に容認せざるをえない。

そこで、本稿では、広すぎるクレームの解釈について、アメリカの事例も参考にしながら、日本のクレーム解釈とその作成上の留意点について考察した。

目 次

1. はじめに
2. meansクレームの解釈
 2. 1 裏付け記載
 2. 2 限定解釈
3. 新規性・進歩性に関するクレーム解釈
4. 侵害に関するクレーム解釈
 4. 1 知財高裁の「図形表示」判決
 4. 2 知財高裁の「敷設ブロック」判決
 4. 3 非侵害の空白領域
 4. 4 理想主義と現実主義
 4. 5 非侵害の空白領域とサポート要件
5. 実務上の対策

1. はじめに

最近、日本では、明細書の記載要件、とくにサポート要件の解釈が厳しくなっている。

そこで、新規性・進歩性に関するクレーム解釈と侵害に関するクレーム解釈との関係を論じ、広すぎるクレームを中心に、明細書の書き方に関する実務上の対策を述べる。

2. meansクレームの解釈

周知のとおり、クレーム解釈の歴史は国によって違っている。各国には、独自のクレーム解

釈の歴史がある。

例えば、アメリカでは、当初、イギリスのクレーム解釈の影響が強かったが、19世紀後半から、アメリカ独自の発達が見られるようになり、少しずつ現在の精緻なクレーム解釈へと発展してきた¹⁾。

注目すべきアメリカ独自のクレーム解釈は、「機能」(function)と「手段」(means)で表現したクレームの解釈である²⁾。

ハリバートン事件の連邦最高裁の判例³⁾を緩和するために、1952年の特許法に、次の規定が加えられた⁴⁾。

「組合せ(combination)のクレームにおいて、構成部分(element)は、その構成部分の裏付け(support)をする構造、材料又は動作を記載することなく、特定の機能を達成する手段(means)又はステップ(step)として表現することができる。

このようなクレームは、明細書に記載された対応する構造、材料又は動作、及びこれらの均等物⁵⁾をカバーするものと解釈する。」

この規定の追加により、裏付け(support)

* 弁理士 所長 Tetsu TANABE

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のために構造を記載せずに、機能プラス手段の形で表現したクレームが、広すぎることを理由として無効になる心配がなくなった。

2. 1 裏付け記載

meansクレームでは、明細書における具体的な構造の裏付け記載が条件となっている。

米国特許第6,093,102号に関するCAFCの2008年3月28日判決⁶⁾は、ソフトウェア関連発明の判断手法を全般的に解説して、meansクレームで表現した「機能」に対応する「構造」を明細書でどの程度具体的に記載しなければならないかについて、多くの先例を引用して詳述している。

この特許で問題になった用語は、ゲームマシン（電子スロットマシン）の「game control means」であった。判決では、その構造が明細書に十分に記載されていないと判断され、クレームが無効になった。

これは、汎用コンピュータや標準的なマイクロプロセッサが「構造」として明細書に記載されているだけでは、「pure functional claiming」⁷⁾と認定され、明細書に「構造」が十分に記載されているとは判断されないことを示唆している。

2. 2 限定解釈

meansクレームは、クレームに記載された特定の機能を達成する全ての手段をカバーしているわけではない。換言すれば、meansクレームは、字義どおりに解釈すれば、機能的に広く表現されているように見えるが、必然的に限定解釈がされるので、明細書に記載された構造又はその均等物でない構造は、クレームされた発明の範囲外である。

そこで、meansクレームを作成するときは、次の諸点について専門的に熟考することが昔から勧められている⁸⁾。

(1) 特定の機能を達成する他の構造や材料を記載できるか、あるいは記載すべきか。

(2) 同じ機能を達成するために他の構造や材料を採用できるということを明細書に付記すべきか。

(3) ミーンズ・プラス・ファンクションの表現よりも好ましい「広く構造を記載する表現」があるか。

3. 新規性・進歩性に関するクレーム解釈

アメリカでは、昔は、前掲のmeansクレームの規定は侵害系のもので、出願系のものではないと考えられていた⁹⁾。

しかし、その後の事例では、出願人が限定解釈を主張し、審査官がそれを拒否したが、CAFC（連邦巡回控訴裁判所）はmeansクレームが明細書に記載された構造とその均等物に限定解釈することを判示した¹⁰⁾。

日本の特許法には、米国特許法のような特別な規定がなく、限定解釈は特段の事情がない限り許されていないので、meansクレームに関する新規性・進歩性の解釈手法は、現在、日米で根本的に相違している¹¹⁾。

日本では、新規性・進歩性に関するクレーム解釈においては、以下に示す最高裁の「リパーゼ」判決¹²⁾が最大限に尊重されている。

「特許法29条1項及び2項所定の特許要件、すなわち、特許出願に係る発明の新規性及び進歩性について審理するに当たっては、この発明を同条1項各号所定の発明と対比する前提として、特許出願に係る発明の要旨が認定されなければならないところ、この発明の要旨認定は、特段の事情のない限り、願書に添付した明細書の特許請求の範囲に基づいてされるべきである。特許請求範囲に記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないとか、あるいは、一見してその記載が誤記であることが明細

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

書の発明の詳細な説明に照らして明らかであるなどの特段の事情がある場合に限って、明細書の詳細な説明の記載を参酌することが許されるにすぎない。」(下線は筆者が加入)

上記引用文中の下線部分からも明らかのように、本判決は新規性・進歩性に関するクレーム解釈をしたものであり、その射程は侵害に関するクレーム解釈には及ばない¹³⁾。

4. 侵害に関するクレーム解釈

わが国では、侵害に関するクレーム解釈は、新規性・進歩性に関するクレーム解釈とは著しく相違している。

侵害の成否を判断するときは、特許法70条2項に「明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする」と規定されているように、特許請求の範囲の記載が一義的に明確であるか否かを問わず、明細書の記載等を考慮する。

4. 1 知財高裁の「図形表示」判決

知財高裁の「図形表示」判決¹⁴⁾は、侵害に関するクレーム解釈の基本原則を明確かつ詳細に判示している。以下は、「裁判所の判断」に関する判決文の抜粋である。

「特許権侵害訴訟において、相手方物件が当該特許発明の技術的範囲に属するか否かを考察するに当たって、当該特許発明が有効なものとして成立している以上、その特許請求の範囲の記載は、発明の詳細な説明の記載との関係で特許法36条のいわゆるサポート要件あるいは実施可能要件を満たしているものとされているのであるから、発明の詳細な説明の記載等を考慮して、特許請求の範囲の解釈をせざるを得ないものである。

そうすると、当該特許発明の特許請求範囲の文言が一義的に明確なものであるか否かに

かかわらず、願書に添付した明細書の発明の詳細な説明の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈すべきものと解するのが相当である。」

「特許権侵害訴訟においては、特許請求の範囲の文言が一義的に明確であるか否かを問わず、発明の詳細な説明の記載等を考慮して特許請求の範囲の解釈をすべきものであるから、従来技術から明確になる事柄について、それ以上発明の詳細な説明の記載等から限定して解釈すべきではないとする控訴人の主張は、そもそも、誤りである。

我が国の特許制度は、産業政策上の見地から、自己の発明を公開して社会における産業の発達に寄与した者に対し、その公開の代償として、当該発明を一定期間独占的、排他的に実施する権利(特許権)を付与してこれを保護することにしつつ、同時に、そのことにより当該発明を公開した発明者と第三者との間の利害の調和を図ることにしているものと解される。」

「特許請求の範囲の記載に基づく特許発明の技術的範囲の解釈に当たって、何よりも考慮されるべきであるのは、公開された明細書の発明の詳細な説明の記載等であって、これに開示されていない従来技術は発明の詳細な説明の記載等に勝るものではない。

仮に、控訴人主張のとおり、特許発明の技術的範囲の解釈において、従来技術から明確になる事柄については、それ以上発明の詳細な説明の記載等により限定して解釈すべきではないとすることが許されるならば、発明の詳細な説明の記載等とは無関係に、特許請求範囲の解釈の名の下に、随意に新たな技術を当該発明として取り込むことにもなりかねず、このような結果が上記発明の公開の趣旨に反することは明らかである。」

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

本件では、開示例から見て不当に広いと思われるクレームをどのように解釈をするべきかが問題になった。これは、本件に限らず、特許制度にとって基本的な問題であり、今後も、永遠に議論が続いていくであろう。

本判決は、クレームを無効とせず、限定解釈をした。機能的に広く表現されたクレームを硬直的に文言（字義）どおりに広く解釈せず、明細書の記載を考慮することによって、クレーム中の「読出順序データ」という機能的な表現を限定解釈して、非侵害と結論した。すなわち、

「特定の意味で使用されている抽象的かつ機能的な表現で、その技術的意義を当事者が明確に理解することができないものであるから、本件明細書の発明の詳細な説明の記載等によって、その技術的意義を探究するほかはない。」

「以上、検討したところによると、本件特許発明1にいう『読出順序データ』とは、一つの文字コードを走査線でスライスされた行データであり、図形に回転を与えた場合には、二つの文字コードにまたがってアクセスが行われ、そのおのおのが『読出順序データ』として読み出されるものであり、本件特許発明2にいう『読出順序データ』も同様である。」

このような機能的表現の限定解釈の手法は、過去の古い判決例¹⁵⁾でも見られるものであり、手法それ自体に新しさはない。

4.2 知財高裁の「敷設ブロック」判決

知財高裁の「敷設ブロック」判決¹⁶⁾においては、機能的に広く表現せず、上位概念で抽象的に広く表現したクレーム中の「ブロック」という用語が明細書の記載を考慮して限定解釈され、非侵害と結論された。本判決は、例外的な場合を除いて、明細書の記載を考慮すると判示している。以下は、「裁判所の判断」に関する判決文の抜粋である。

「特許発明の技術的範囲の解釈に当たり、特許請求の範囲の用語、文章を理解し、正しく技術的意義を把握するためには、明細書の発明の詳細な説明等を検討せざるを得ないものである。

もっとも、ある種の化学物質のように、構造式によって一義的に特定することができる 경우가、そのような場合は、特許発明の技術的範囲を確定するために明細書の記載を考慮する余地はないが、こうした例外的な場合を除けば、明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈することは、なんら差し支えないものと解すべきである。」

明細書に「ブロック」の具体例が数多く記載されていたが、「自然石」は記載されていなかったため、上位概念で抽象的に広く表現されていたにもかかわらず、本件発明の「ブロック」は、「コンクリートブロック」及び「それに類する人工素材から成る成形品」とであると認定された。

その認定によれば、「ブロック」は、人工素材とはいえない「自然石」を包含しない。さらに、「自然石」は、「ブロック」と均等なものとして、本件発明の技術的範囲に属するものということとはできないと認定された。

4.3 非侵害の空白領域

新規性・進歩性に関するクレーム解釈と、侵害に関するクレーム解釈とで、明細書の記載を考慮するか否かについて、ダブル・スタンダードが適用されると、非侵害の空白領域が発生する。

このようなダブル・スタンダードの適用を批判する有力な意見があることを承知しているが、筆者は、ダブル・スタンダードを適用した

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

判決例を肯定的に評価して、開示例に比較して広く表現されたクレームについて、非侵害の空白領域を積極的に容認することを提唱している。

図1を参照して説明すると、Xはクレームを文言どおりに解釈した広い範囲を示し、Yは侵害領域を示している。

最も近い公知技術Pがクレーム文言上の範囲Xの外側に存在するとき、非侵害となる空白領域、すなわち、クレーム文言上の範囲Xと侵害領域Yとの中間に位置するドーナツ状の非侵害の空白領域Zの存在を積極的に容認するべきである。

もし非侵害の空白領域Zの存在をまったく容認せず、侵害訴訟時に限定解釈を一切許さずに記載要件（サポート要件や実施可能要件）を厳しく判断するならば、機能的に広く表現されたクレーム（とくにmeansクレーム）は、ほとんど無効と判断されてしまう。meansクレームに関する規定が特許法に設けられる前（プロパテント派にとっては夜明け前）のアメリカの一部の苛酷なアンチ・パテント派の考え方が連想される。当時、アンチ・パテント派として知られていた連邦最高裁のJackson判事は、「有効な特許は、当裁判所が判決を下すことができなかつたものだけだ」と断言した¹⁷⁾。

アメリカでは、meansクレームは、特許法の規定によって常に限定解釈されて有効なものとして認定されるようになったので、長年にわたって、非侵害の非常に広い空白領域Zが積極的

に容認されてきている。

知財高裁の「図形表示」判決も、開示例に比べて広すぎるクレームを有効なものとしたうえで限定解釈をしているので、明らかに非侵害の空白領域Zの存在を容認している。

非侵害の空白領域を認める立場では、権利範囲を特定する上で、2つの不明点が存在する。1つは、クレームの文言上の範囲が不明確であること、もう1つは、侵害領域の境界が不明確であるということである。

例えば、「図形表示」事件の「読出順序データ」に関しては、クレームの文言上の範囲は明確であるが、侵害領域の境界は、明細書の記載等を考慮しなければ、不明確である¹⁸⁾。

非侵害の空白領域を積極的に容認する立場の場合、審査系では、この種の不明確さは拒絶の対象にならないが、侵害系では不明確さがあると認定され、侵害領域の境界が、明細書の記載等を考慮して確定される。

その際、不明確な用語は、第三者の利益、特許権者の不利益になるように限定解釈されるのが通例である。

これに対し、非侵害の空白領域をまったく認めない立場の場合は、この種のクレームの不明確さが、審査系で拒絶の対象になる。

4. 4 理想主義と現実主義

「図形表示」判決のクレーム解釈を批評して、「特許審査の場合と侵害裁判の場合におけるクレームの統一的解釈の必要性」を説く論者がいる¹⁹⁾。

この理想主義の説は、理想論としては説得力のある有力説である。なぜならば、統一的解釈が理想どおりに行われるのであれば、例えば、関係者全員の考える統一的解釈が完全に一致することができるからである。

しかし、現実の判決例はそのような理想的な統一解釈が実現されているとは思えない。

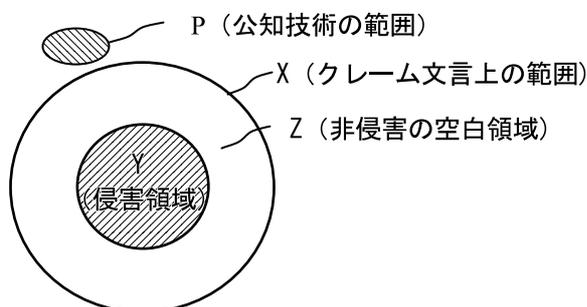


図1 侵害領域とクレーム範囲の概念図

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

仮に、非侵害の空白領域をまったく認めない形で「理想の統一的なクレーム解釈」をしようとする、各人が異なる「理想の統一的解釈」をする可能性がある、結果的に、出願人や特許権者にとって酷な運用になってしまう恐れがある。

開示例を出発点として侵害領域Yを妥当な範囲まで広くすることを前提条件として²⁰⁾ 特許制度の運用を考えると、広すぎると思われるクレームを有効と判断して限定解釈する場合と、限定解釈を一切しないで無効と判断する場合とを比較すると、アメリカのクレーム制度の歴史からも明らかなように、前者は、多くの場合、特許権者に有利で寛大な解釈になるのが現実である。

ただし、侵害領域Yの境界が開示例に近すぎると、妥当性を欠く狭い侵害領域となり、特許権者と第三者とのバランスがとれないという問題が発生する²¹⁾。

4.5 非侵害の空白領域とサポート要件

プロパテントの声は大きいけれども、それに反し、侵害裁判所によるクレームの限定解釈は厳格であり、それに加えて、最近、サポート要件の解釈が厳しくなっている²²⁾。

サポート要件の解釈が厳しくなるということは、非侵害の空白領域をあまり容認しなくなる（アンチ・パテント的な考え方を容認すること）を意味する。

審査時と侵害時のクレーム解釈を統一しようとするために、予め出願系でクレームの限定的な記載を求めるようにサポート要件を厳しくしているのであろうか。

しかし、侵害訴訟時のクレームの限定解釈は、「図形表示」判決に明記されているように、サポート要件を満たすために行うのではなく、サポート要件を満たしているとしたうえで、発明者（特許権者）と第三者の利害の調和を図る必

要があるために行っている。

予測の困難な化学や医薬の発明、あるいはパラメータ発明や数値限定発明のような例外的なケースで、サポート要件を厳しく解釈することは理解できる手法であるが、機械や電気の一般的な発明についてまでサポート要件を厳格に解釈することに対しては疑問に思う。

例えば、発明者は過度に厳しいサポート要件を満たす「良い」明細書を書くために多くの貴重な時間を使わざるをえなくなってしまう。しかも、先願主義の下では、諸外国（とくにサポート要件が厳しくない国）の競争相手に勝つためには、急がねばならない。

わが国の産業発展のことを考えれば、発明者等の能力や貴重な時間は、厳格すぎるサポート要件を満たすために使うのではなく、利益を生む研究開発のために集中して使うべきである。

そのためには、予測があまり困難でない機械や電気の発明については、（数値限定の全範囲にわたる格別の効果等の記載を求めるような例外的なケースを除いて）、サポート要件をあまり厳しく求めないで、実施可能な程度に実施例が明細書に開示されていれば（たとえ開示例が少なくても）、アメリカのmeansクレーム解釈のように、広いクレームがサポート要件を満たしていると判断するべきではなかろうか。

一面において、確かに「発明の詳細な説明に記載されていない発明に対して、独占的、排他的な権利を付与することは、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害するおそれが生じる」²³⁾と思われる。しかし、「サポート要件は、特許請求の範囲が、発明の詳細な説明に開示されていない発明を含むことを防止する要件である」²⁴⁾と断定してもよいのであろうか。

広いクレームに入る全ての対象物件が侵害領域Yに入ると解するのであれば、第三者との利害の調和がとれず、不当に広いといえるが、前

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

述の「図形表示」判決等からも明らかなように、多くの判決例を肯定的に評価すれば、侵害訴訟で、明細書の記載等を考慮して、文言上広すぎると判断されたクレーム（機能や上位概念で広く表現したクレーム）は限定解釈して侵害領域Yを妥当な範囲（第三者との利害の調和がとれる範囲）まで縮小されるので、開示例に比較して広すぎると思われるクレームを出願系で許しても、特許制度の全体を見れば、バランスがとれるのである。

しかも、非侵害の空白領域を積極的に容認して、サポート要件を甘く解釈した方が、審査や審理の負担は軽減される。なぜなら、請求項に係る発明と明細書に記載されている発明とを厳密に対比検討したり、明細書に記載されていない発明を認定したりする必要がないからである。仮にアメリカのようなmeansクレームの解釈をするとすれば、機械や電気の発明の場合、少なくとも1つの実施例が実施できる程度に明細書に記載されていることを確認すれば済む。

5. 実務上の対策

非侵害の空白領域を積極的に容認する制度運用のもとで好ましい実務上の対策について述べる。

特許請求の範囲に記載された用語の裏付け記載が明細書等で十分でない場合、その用語は、文言どおりに広く解釈されず、明細書等を考慮して限定解釈される。とくに、抽象的かつ機能的に広い表現は、仮にクレームの文言上の範囲Xが明確なものであったとしても、侵害領域Yと非侵害の空白領域Zとの境界が不明確になりがちである。

開示例の数が少なく、開示例とクレーム中の用言との対応関係が明細書中で明記されず、各用言の技術的意義が精密に詳述されていないと、侵害領域Yと非侵害の空白領域Zとの境界が不明確だと判断されがちである。この場合、

侵害訴訟では、明細書の記載等を考慮して、数少ない開示例に近いところまで限定解釈がされて、侵害領域Yと非侵害の空白領域Zとの境界が狭く認定されることが多い。

「図形表示」判決では、クレーム中の「読出順序データ」という用語を「その技術的意義を当業者が明確に理解することができないもの」と判断して、クレームの文言上の範囲を明確にするためだけでなく、侵害領域の境界を明確にするために、明細書中の実施例の記載を考慮して、実施例に基づいて限定解釈がされた。

この種の限定解釈は、単にクレームの文言上の範囲を明確にするだけでは回避できない。なぜなら、「図形表示」判決における限定解釈の本質的な主因は、前掲の引用部分からも明らかなように、開示内容を考慮して発明者（特許権者）と第三者との利害の調和を図ることにあり、クレーム中の文言の不明確さが限定解釈の本質的な主因ではないからである。

従って、開示例に比較して広いクレームを作成するときは、特別な配慮が必要となる。

明細書作成の実務では、単にクレームの文言上の範囲を広くかつ明確にするだけでなく、侵害領域Yをできるだけ拡張するように、特に侵害領域と非侵害の空白領域との境界を可能なかぎり開示例から遠いところで明確にするように、クレーム中の各用語の裏付け記載を十分に、各用語の技術的意義を精密に記載することが好ましい。例えば、発明者等の提示した実施例に基づいて、仮想の実施例や実施形態を考えて、必要に応じて発明者等に確認したうえで、明細書に各用語の技術的意義を詳述することが勧められる。

注 記

- 1) KARL B. LUTZ, 「Evolution of the Claims of U.S. Patents」, JPOS Vol.XX, No.2, No.4, No.5 (1938)
- 2) meansクレームであるか否かの認定は単純では

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ない。判例法によれば、クレーム中にミーンズ・プラス・ファンクションの表現があるからといって、それだけで単純にmeansクレームの特別規定が適用されるわけではない。

- 3) Halliburton oil Well Cementing Co. v. Walker, 329U.S.1 (1946)

本判決の訳文が、富崎元成、石川昇治、扇野博明共訳、「ハリバートン判決(全訳)」, パテント Vol.31 No.4 (1978) に掲載されている。

本判決以降にJPOS誌に掲載された多くの論文で、広すぎるクレーム(とくに機能的に広く表現されたクレーム)が論じられている。例えば、L. T. PRelan, 「Functionality in Claims」, JPOS Vol.XXX1 No.11 (1949)

- 4) meansクレームに関する規定は、日本特許法の(7条ではなく)36条に対応する米国特許法112条に加えられた。

- 5) Paul M. Janicke, 「LITIGATION IMPACT OF THE PROSECUTION ATTORNEY'S SECTION 112 DECISIONS」, APLA QUARTERLY JOURNAL Vol.6 No.3 (1978)。この論文の中に、次のような興味深いことが記載されている。

「従来の判例法では、means表現は明細書に記載された構造のみをカバーするように解釈された、という考え方が明らかに存在していた。このような見方があったため、現行法に「均等物」という語が加えられたのかもしれない」(第209頁)

- 6) Aristocrat Technologies Australia PTY Ltd. v. Int'l Game Technology (Fed. Cir. 2008)

- 7) 構造の裏付け記載なしに機能のみでクレームすること

- 8) 注5) のp.210

- 9) 昔の考え方は違っていた。例えば、富崎元成、石川昇治、扇野博明、三輪学、「米国特許実務におけるファンクショナル・クレーム」, 特許管理 Vol.27 No.11 (1977) には、次のように述べられている。

「第112条第3項の審議の過程において米国特許庁の担当者は下院司法委員会において、第112条第3項の後段の規定は特許権の範囲を決めるためのものであり、特許付与手続におけるクレーム解釈に使われるものではないという趣旨の説明を行なっているが、この審決は上記の司法委員会における説明と同じ考え方に立つものである。」

- 10) In re Weiss (連邦巡回控訴裁判所1993) や, In re Donaldson Co. (連邦巡回控訴裁判所1994)。アイラ・エイチ・ドナー(友野英三翻訳), 「合衆国特許クレーム作成の実務」, 経済産業調査会(2006), とくにpp.440~447を参照。

- 11) 日米の根本的な相違が出願実務で表面化することはあまりない。普通, オフィス・アクションに対し, 出願人は, meansクレームの限定解釈を主張せず, クレームを限定的に補正するからである。

- 12) 最高裁, 「リパーゼ」平成3年3月8日判決, 昭和62年(行ツ)3

- 13) 通説では, 最高裁の「リパーゼ」判決の射程は二重特許に関するクレーム解釈にも及ぶと解されているが, 筆者は, この判決の射程は二重特許に関するクレーム解釈には及ばないと考えている。

- 14) 知財高裁, 「図形表示」平成18年9月28日判決, 平成18年(ネ)第10007号

- 15) 拙稿, 「最近の判決にみる抽象的表現の解釈」, 特許管理 Vol.28 No.2 (1978) p.141

- 16) 知財高裁, 「施工面敷設ブロック」平成17年12月28日判決, 平成17年(ネ)第10103号

- 17) Jungersen v. Ostby & Barton Co., 335 U.S. 560 (1949)。この最高裁判決でJackson判事は, 「the only patent that is valid is one which this court has not been able to get its hands on」と断言している。服部健一, 「変貌する米国特許制度・運用とその対策の方向」, 知財管理 Vol.58 No.3 (2008) p.355を参照。

- 18) この種のクレームの不明確さは, 機能表現に起因するものに限らない。

- 19) 成瀬重雄・奥野彰彦, 「知っておきたいソフトウェア特許関連判決(その10) — 任天堂ゲームボーイアドバンス事件(実施例に記載された回転方式に限定解釈された事例) —」, パテント Vol.61 No.3 (2008) p.61

- 20) 限定解釈が「侵害しない」という結論を導きだすための便法として使われると, 際限もなく, 非侵害といえるところまで限定解釈をすることになってしまう。

それでは, クレームを限定解釈する場合, 常に「侵害しない」という結論になる。

- 21) プロパテントの考え方に沿ったバランスのとれた侵害訴訟時のクレーム解釈を実現するために

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

は、クレームを限定解釈したうえで「侵害する」という結論を出す判決例が増える必要がある。

22) 森岡誠, 「サポート要件をめぐる近時の裁判例」, パテントVol.60 No.7 (2007) p.72

23) 山中隆幸, 「明細書の記載要件に関する考察—実

施可能要件・サポート要件を中心として—」, パテントVol.61 No.7 (2008) p.4

24) 同上

(原稿受領日 2008年9月2日)

